

《参考資料》学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MRERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感 染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他、学校教育活動を通じ流行を広げる可能性のある感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	◎その他の感染症〈条件によっては出席停止の措置が考えられるもの〉溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

これらの感染症（上記の参考資料参照）の可能性があり、欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、受診の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれがないと診断され、生徒を登校させる際には、以下の「学校感染症による出席停止届」を切り取らずに担任へご提出ください。

* 疾病の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による出席停止届

東京都立立川高等学校長 殿

_____年 _____組 _____席 氏名_____

診断名：_____

出席停止期間 _____月 _____日から _____月 _____日まで

_____月 _____日から _____月 _____日より登校します。

受診した医療機関名：_____

電話番号：_____

令和 _____年 _____月 _____日

保護者名_____